

業務報告書記載例

業務報告書

岡山県知事 様

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

直近の決算期(期首・期末)を記載して下さい。個人の場合は「令和7年1月1日から令和7年12月31日まで」の記載となります。

直近の決算期
令和7年1月1日から
令和7年12月31日まで

登録番号
提出時点の番号
を記載する

住所
登録申請書に記載した住所、商号、氏名等を記載する。住所であり、営業所の所在地ではないので注意する。(営業所の所在地で法人登記している場合等は営業所の所在地を記載する。)

届出者 登録番号
岡山県知事 (10) 第131300号

(郵便番号 700-8570)

住所 岡山市北区内山下X丁目X-X

電話番号 (086)226-XXXX

商号 株式会社 OX金融商事
又は名称

氏名 代表取締役 岡山 太郎

(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人
氏名、商号
又は名称

連絡者
所 属 総務課

連絡先(作成担当者名)を必ず記載して下さい。

氏名 岡山 太郎

電話番号 (086)226-XXXX
内線13

業 務 報 告 書

目 次

- 1 貸付金の種別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 貸付金の期間別内訳
- 5 貸付金の金利別内訳
- 6 貸付金の種別内訳(除外貸付・例外貸付)
- 7 総量規制超過部分の貸付残高
- 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳
- 11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳
- 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
- 13 貸金業協会等への加入状況等

1～13までの全ての書類が揃っているか、必ず確認してください。(該当のない項目がある表も必ず提出してください。)

(記載上の注意)

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の3月31日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位(百万円、千円)未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。
このため、各表の残高内訳の合計は「合計」(又は「計」)欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表中、「関係会社」とあるのは、提出業者の親会社、子会社及び関連会社並びに提出業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、「親会社」、「子会社」及び「関連会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令 第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」及び「関連会社」をいう。
- 8 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 9 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 10 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。

例：無担保貸付残高が55万円、その内訳が18.55%で25万円、17.80%で15万円、9.07%で15万円の場合 → $(25 \times 18.55\% + 15 \times 17.80\% + 15 \times 9.07\%) \div 55 = 0.1576(15.76\%)$
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

表紙の「連絡者」欄に連絡先(作成担当者)を必ず記載してください。
記載内容について問合せをすることがあるため、営業所で不在のことが多い場合は、必ず連絡が取れる携帯電話番号等を記載してください。

1 貸付金の種別残高

R8. 3. 31 現在の状況で記載すること。

貸付種別		件数・残高		残高	平均約定金利	
		件数	構成割合			構成割合
		件	%	千円	%	%
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	90	90.00	9,400	29.94	29.20
	有担保 (住宅向を除く)	7	7.00	18,000	57.32	14.44
	住宅向	—				
	計	97	97.00	27,400	87.26	19.50
事業者向	無担保 (関係会社向を除く)	1	1.00	1,300	4.14	15.00
	有担保 (関係会社向を除く)	1	1.00	2,000	6.37	15.00
	手形割引 (関係会社向を除く)	1	1.00	700	2.23	15.00
	関係会社向	—				
	計	3	3.00	4,000	12.74	15.00
合計		100	100	31,400	100	18.93

表8、9の合計欄の件数・残高と必ず一致すること。

表8、9の合計欄の件数・残高と必ず一致すること。

事業者向（無担保）の件数・残高は、表10、11の合計欄の件数・残高と一致すること。

表2「個人」欄の残高と一致

貸付件数・構成割合

令和8年3月31日現在の契約件数（手形割引は保有件数）を記載する。

構成割合は、合計に対する割合を記載する。

貸付残高・構成割合

令和8年3月31日現在の、貸付残高の金額を記載する。（契約元本額ではない。）

千円未満は切り捨てて記載する。（縦合計を合わせるため、金額が多い欄で調整すること。）

構成割合は、合計に対する割合を記載する。

平均約定金利

平均約定金利は加重平均により、小数点第2位まで記載する。

（第3位以下切り捨て）

平均約定金利の算出が不可能な場合は、推定値を記載する。

記載事項のない項目欄には「—」を記載する。

【加重平均による平均約定金利の算出方法（消費者向有担保の場合）】

- ・貸付利率が異なる場合に、各々の金利が全体に占める割合から平均金利を算出する。
- ・金利18.00%で200万円を5件貸付け、10.00%で400万円を2件貸付け、合計1800万円の貸付残高がある場合

①貸付金利ごとの合計に占める貸付額の割合を算出する

$$(200万円 \times 5件) \div 1800万円 \times 100 = 55.56\%$$

$$(400万円 \times 2件) \div 1800万円 \times 100 = 44.44\%$$

②算出したそれぞれの割合に約定金利を乗じたものを合計し、100で割る

$$((55.56 \times 18.00) + (44.44 \times 10.00)) \div 100 = \underline{14.44\%}$$

(記載上の注意)

- 1 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 2 「関係会社向」は提出業者の関係会社及び提出業者の親会社の関係会社に対する貸付けを記載する。
- 3 担保には保証を含まない。

2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		先数		残高	
	件	%	千円	構成割合	千円	%
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
建設業	1	1.03	700	2.23		
製造業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1	1.03	2,000	6.36		
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1	1.03	1,300	4.14		
宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—
複合サービス事業	—	—	—	—	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	—	—	—	—	—	—
個人	94	96.91	27,400	87.27		
特定非営利活動法人	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	97	100	31,400	100		

事業用資金については、個人向けの貸付でもそれぞれの業種別の欄に記載する。

消費者向け貸付は、全て「個人」欄に記載する。

表1「消費者向計」の残高と一致する。

表1の残高合計と一致する

表1で記載したR8.3.31現在の貸付状況を、貸付先の「業種別」に分類するもの。

先数

貸付先を名寄せするため、件数と一致しない場合もある。

表1の「消費者向」は、全て「個人」欄に記載する。

表1の「事業者向」を、相手先業種によって分類する。

「手形割引」も「貸付」と同様に、貸付に含めて分類する。

残高

各記入欄の千円未満は、切り捨てて記載する。

合計欄は、表1の残高合計と一致する。

端数切捨てて記載するが、縦合計を合わせるために、金額が多い欄で調整する。

項目に該当がない場合は「—」を記載する。

2 業種は、日本標準産業分類により分類する。

3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。

4 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。

5 「個人」欄の残高は、表1の消費者向計の残高と一致する。

6 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。

7 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

3 貸付金の金額別内訳

表3、4、5は貸付全体に関し、金額別・期間別・金利別に分類して記載する

金額別	件数・残高		構成割合		構成割合	
	件	千円	%	千円	%	
10万円以下	70	5,400	70.00	5,400	17.20	
10万円超 30万円以下	20	4,000	20.00	4,000	12.74	
30 " 50 "	—	—	—	—	—	
50 " 100 "	—	—	—	—	—	
100 " 500 "	10	22,000	10.00	22,000	70.06	
500 " 1,000 "	—	—	—	—	—	
1,000 " 5,000 "	—	—	—	—	—	
5,000 " 1億円以下	—	—	—	—	—	
1億円超 5 "	—	—	—	—	—	
5 " 10 "	—	—	—	—	—	
10 " 100 "	—	—	—	—	—	
100億円超	—	—	—	—	—	
合計	100	31,400	100	31,400	100	
1件当たり平均貸付残高				314 千円		

(記載上の注意)

- 貸付残高が直近の事業年度末における自己資本に占める割合が20%に満たない場合は、貸付残高の種類、貸付件数及び貸付残高を記載した別途の表を提出する。超過する貸付先が無い場合は別途の表の提出は不要。
- 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。
- 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

平均貸付残高(残高合計÷件数合計)を必ず記載する
 $31,400 \text{千円} \div 100 \text{件} = 314 \text{千円}$

4 貸付金の期間別内訳

期間別	件数		残高	
	件	構成割合 %	千円	構成割合 %
1年以内	70	70.00	5,400	17.20
1年超	20	20.00	4,000	12.74
5 "	—	—	—	—
10 "	—	—	—	—
15 "	—	—	—	—
20 "	—	—	—	—
25 年超	—	—	—	—
合計	100	100	31,400	100
1件当たり平均約定期間				10月(0.8年)

下記の算式により、1件当りの平均期間を必ず記載する。
 平均期間 = 約定期間(月単位)毎にそれぞれの貸付件数を乗じたものの合計 ÷ 貸付件数の合計
 「1年以下」において6か月が50件、12か月が42件、「1年超5年以下」で2年が3件、3年が5件の場合

$$= \frac{(6 \times 50) + (12 \times 42) + (24 \times 3) + (36 \times 5)}{50 + 42 + 3 + 5} = \frac{1056}{100} = 10.56 \text{月} = 10 \text{月}$$
 (10月÷12月=0.8年)

(記載上の注意)

- 1期間は約定期間による。
- 「1件当たり平均約定期間」は加重平均で、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。
 例: 1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、3年が5件、5年超が3件の場合

$$\rightarrow (1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) \div (2 + 3 + 5 + 3) = 4.5 \text{年}$$

 なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

不良債権で長期化している場合も、契約当初の約定期間で記載する。

5 貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		件数		残高	
			構成割合		構成割合	
			件	%	千円	%
10.0 %以下			—	—	—	—
10.0 %超 15.0 %以下			3	3.00	4,000	12.74
15.0 " 18.0 "			27	27.00	7,400	23.57
18.0 " 20.0 "			—	—	—	—
20.0 " 29.2 "			70	70.00	20,000	63.69
29.2 "			—	—	—	—
合計			100	100	31,400	100

平成22年6月1日以前の貸付金の残高のうち、金利が29.2%を超えるものを記載する。
※29.2%の場合は「20.0～29.2」の欄に記載する。

表1の合計欄と一致する

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

6 貸付金の種別残高(除外貸付・例外貸付)

貸金業法施行規則第10条の21・第10条の23・第10条の28で定める、総量規制の適用除外貸付又は例外貸付に該当する貸付について、それぞれ記載する。

貸付種別	件	%	千円	%	%	
除外貸付	施行規則第10条の21第1項第1号で定める契約	—	—	—	—	
	施行規則第10条の21第1項第2号で定める契約	—	—	—	—	
	施行規則第10条の21第1項第3号で定める契約	—	—	—	—	
	施行規則第10条の21第1項第4号で定める契約	1	6.67	50	0.79	18.00
	施行規則第10条の21第1項第5号で定める契約	—	—	—	—	—
	施行規則第10条の21第1項第6号で定める契約	—	—	—	—	—
	施行規則第10条の21第1項第7号で定める契約	2	13.33	3,000	47.25	15.00
	施行規則第10条の21第1項第8号で定める契約	3	20.00	700	11.02	14.00
	計	6	40.00	3,750	59.06	14.85
例外貸付	施行規則第10条の23第1項第1号で定める契約	—	—	—	—	
	施行規則第10条の23第1項第1号の2で定める契約	4	26.67	500	7.87	18.00
	施行規則第10条の23第1項第2号で定める契約	—	—	—	—	—
	施行規則第10条の23第1項第2号の2及び施行規則第10条の28第1項第1号で定める契約	—	—	—	—	—
	施行規則第10条の23第1項第3号及び施行規則第10条の28第1項第2号で定める契約	4	26.67	100	1.57	18.00
	施行規則第10条の23第1項第4号及び施行規則第10条の28第1項第3号で定める契約	1	6.66	2,000	31.50	15.00
	施行規則第10条の23第1項第5号及び施行規則第10条の28第1項第4号で定める契約	—	—	—	—	—
	施行規則第10条の23第1項第6号で定める契約	—	—	—	—	—
計	9	60.00	2,600	40.94	15.69	
合計	15	100	6,350	100		

(記載上の注意)

合計(総合計)に対する割合を記載する。

- 「除外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約をいう。
- 「例外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約(法第13条の3第5項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約を含む。)として内閣府令で定めるものをいう。

7 総量規制超過部分の貸付残高

貸付種別	件数	残高
総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)	件	千円
	—	—

(記載上の注意)

- 「先数」は、貸付した法第13条第1項に規定する総量規制超過極度方式に係る個人顧客の件数及び残高を記載する。
 (極度方式基本契約<リボルビング契約等>による貸付を行っていない場合は、「—」を記載する。)
- 「残高」は、当該契約に係る個人顧客に対する提出業者の3月末時点の貸付残高(当該契約の残元本及び当該契約以外の貸付に係る契約を同一顧客と締結している場合にはその残元本。)のうち、当該個人顧客に係る法第13条の2第2項に規定する「基準額」を超過している額を記載する。

極度方式基本契約(リボルビング契約等)に基づき行われる極度方式の貸付について、基準額超過極度方式基本契約に該当する場合に記載する。
 (極度方式基本契約<リボルビング契約等>による貸付を行っていない場合は、「—」を記載する。)

8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

消費者向無担保貸付金がある場合に記載する

金額別	件数		残高	
	構成割合	構成割合	千円	構成割合
10万円以下	70	77.78%	5,400	57.45%
10万円超 20万円以下	—	—	—	—
20 " 30 "	20	22.22	4,000	42.55
30 " 50 "	—	—	—	—
50 " 70 "	—	—	—	—
70 " 100 "	—	—	—	—
100 " 150 "	—	—	—	—
150 " 200 "	—	—	—	—
200 " 300 "	—	—	—	—
300万円超	—	—	—	—
合計	90	100	9,400	100
1件当たり平均貸付残高				千円
				104

表1の消費者向け無担保貸付欄の件数・残高と一致する

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

平均貸付残高
 (残高合計÷件数合計)
 =9,400千円÷90件≒104千円
 を必ず記載する。

9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数		残高	
	構成割合	構成割合	千円	構成割合
10.0%超	—	—	—	—
15.0 " "	20	22.22	2,000	21.28
18.0 " 20.0 "	—	—	—	—
20.0 " 29.2 "	70	77.78	7,400	78.72
29.2 " "	—	—	—	—
合計	90	100	9,400	100

平成22年6月1日以前の貸付金の残高のうち、金利が29.2%を超えるものについて記載する。
 ※29.2%の場合は「20.0~29.2」の欄に記載する。

表1の消費者向無担保貸付欄の件数・残高と一致する

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

10 事業者向け無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		構成割合	
	件	千円	%	%
100万円以下	—	—	—	—
100万円超 500万円以下	1	1,300	100.00	100.00
500 " 1000 "	—	—	—	—
1000 " 5000 "	—	—	—	—
5000 " 1億円以下	—	—	—	—
1億円超 5 "	—	—	—	—
5 " 10 "	—	—	—	—
10億円超	—	—	—	—
合計	1	1,300	100	100
1件当たり平均貸付残高				千円 1,300

事業者向け無担保貸付がある場合に記載する

表1の事業者向け無担保貸付欄の件数・残高と一致する

平均貸付残高
(残高合計÷件数合計)
=1,300千円÷1件=1,300千円

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向け無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。

11 事業者向け無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		構成割合	
	件	千円	%	%
5.0%以下	—	—	—	—
5.0%超 10.0%以下	—	—	—	—
10.0 " 15.0 "	1	1,300	100.00	100.00
15.0 " 18.0 "	—	—	—	—
18.0 " 20.0 "	—	—	—	—
20.0 " 29.2 "	—	—	—	—
29.2 "	—	—	—	—
合計	1	1,300	100	100

表1の事業者向け無担保貸付欄の件数・残高と一致する

平成22年6月1日以前の貸付金の残高のうち、金利が29.2%を超えるものについて記載する。
※29.2%の場合は「20.0～29.2」の欄に記載する。

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向け無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

(1) 新規契約状況

消費者向無担保貸付金がある場合に記載する

	件数等	
新規申込件数	10	件
新規契約件数	2	件
新規契約率	20	%

年間を通じた、新規顧客の契約達成の状況を記載する。
申込件数には、電話等による借入申込みも含む。(把握できる範囲でよい。)

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数(既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。)を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数(既存顧客との契約件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。)を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件数等	
新規貸付総額	200	千円
新規貸付件数	2	件
新規平均貸付額	100	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」(本表(2-1)の記載は不要)。

新規貸付があった場合は、表(2-1)に記載する。

新規貸付の金額等、詳細が把握できない場合は、(2-2)に記載する

(2-1) を記載した場合には、(2-2) の記載は不要である。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等	
当該年度貸付総額		千円
当該年度貸付件数		件
当該年度平均貸付額		千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表(2-2)の記載は不要とする。

13 貸金業協会等への加入状況等

<input type="radio"/>	1 貸金業協会に加盟している	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;"> 1～12に加盟している項目がある場合は、○印を記載する </div>
	2 指定信用情報機関に加盟している	
	3 電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している	
	4 一般社団法人日本クレジット協会に加盟している	
	5 日本クレジットカード協会に加盟している	
	6 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けている	
	7 電気機械器具関係の一般社団法人等に加盟している (関係会社が加盟している場合を含む)	
	8 自動車関係の一般社団法人等に加盟している (関係会社が加盟している場合を含む)	
	9 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、協同組合連合会日本商店連盟、協同組合連合会日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が加盟している場合を含む)	
	10 建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟している (関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	
	11 質屋の許可を受けている	
	12 公益社団法人リース事業協会に加盟している	
	13 日賦貸金業者として登録されている	
<input type="radio"/>	14 上記のいずれにも該当しない	
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること		

(記載上の注意)

- 1 1～14の該当する項目の左の欄に○印を記載し、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 一般社団法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等をいう。